

第7章 事務手続及び審査・検査

第1節 工事の申込み

申込者は、指定工事業者を選定し、工事の契約を締結する。また、指定工事業者は、次に掲げる書類のうち、申し込みに必要な書類を申込者に説明のうえ作成し、その確認を得て上下水道局に提出し、設計審査を受けること。

この際、上下水道局は、申し込みごとに整理番号を付す。また、上下水道局は別に定める給水装置新設分担金を徴収する。

給水装置工事の申し込みに関する書類を次に掲げる。

1 給水契約書及び給水装置工事申請書

申込者名、使用者名、指定工事業者名及びその他必要な事項を記入し押印したもの。申請配管図面・工事場所・使用材料等記入したもの。

2 道路占用申請書

国道、県道、市道、河川、国有地等の公道等に給水管を布設する場合、それぞれの管理者に提出する申請書

3 その他、上下水道局が必要と認める書類

- ・変更工事を申し込む際、申込者を変更する所有権異動届
- ・出水不良となる恐れがあるときの誓約書

第2節 設計審査及び工事着手

設計審査及び工事着手は次の示すとおり行う。

- 1 申込書の記載内容及び設計図書に基づき、使用材料、取り付け器具及び工法等について、本指針に基づき調査したうえ、現場等の調査もふまえて審査を行う。
- 2 審査の結果、支障のないものは上下水道局長が決裁し、工事着手を承認する。
- 3 工事着手の通知は、審査が終わり又は許可がおり次第、指定工事業者へ通知する。
- 4 審査の結果、支障のあるものと認めるときは、不備事項を明記し指定工事業者に返送する。指定工事業者は、不備事項を訂正または必要事項を記載のうえ、竣工検査手前にて申請書を提出しなければならない。

※ 申請から決裁まで1週間を要するため、着工までに余裕をもって申請すること。申請書類に不備等があった場合は、内容の手直しや差替え、再申請後更に時間を要するため注意すること。

第3節 穿孔工事立会い

配水管の穿孔工事は、あらかじめ上下水道局へ連絡し、市職員の立会いのうえ実施する。配水管からの分岐箇所を指示し、分岐材料の取扱い方法を指導監督し、適正に分岐されたかどうかの確認を行う。

また、指定工事業者への注意事項は次のとおりである。

- 1 現場で掘削を行う場合には、必ず道路掘削（占用）許可書及び道路使用許可等を携帯し、許可条件を厳守するとともに指定の保安設備を設置したうえ、保安要員を置くこと。
- 2 穿孔工事終了後、給水管と接続する前に十分洗管すること。
- 3 穿孔工事時に漏水事故等が発生した場合に備え、応急措置のとれる体制を整えておくこと。
- 4 穿孔工事後、直ちに仮復旧し、本復旧までの現場の維持管理は指定工事業者が巡視等により責任を持って行うこと。
- 5 既設管の撤去（特に分水栓）がある場合は、分水栓はキャップ止めをし、ビニル管の分岐については、チーズを撤去し直管で連結すること。

第4節 工事竣工検査

- 1 指定工事業者は、当該給水装置工事の内容及び給水装置の構造及び材質の基準適合について説明できる主任技術者の立ち会いのもと、工事竣工検査を実施するものとする。また、指定工事業者は、上下水道局から手直しの指示があったときは、速やかにこれを行い、改めて上下水道局の検査を受けなければならない。
- 2 検査の準備
 - (1) 工事が竣工したときは速やかに、給水装置工事申請書、竣工図面等を整備し、検査手続きを行うこと。
 - (2) 工事竣工検査の申込みは、完成された給水装置工事申請書の提出をもって、検査の申込みとみなす。
 - (3) 検査時に竣工図面と現場との相違による図面訂正のないよう、事前に現地確認を十分に行うこと。
 - (4) 図面訂正がある場合には必ず検査前に審査員に申し出て訂正の許可を得た後、図面訂正を行うこと。
 - (5) 上下水道局の検査を受ける前に、必ず施工者側で自主的に水圧テスト等を実施し、漏水の有無を確認すること。

3 検査内容として、現地検査及び水圧検査を行うこととする。

(1) 現地検査

検査種別及び検査項目		検査の内容
屋外の検査	1. 水道メーター, メーター直結止水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・オフセットが正確に測定されていること。 ・水道メーターは, 逆付け, 片寄りがなく, 水平に取り付けられていること。 ・検針, 取替えに支障がないこと。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓は, 逆付け及び傾きがないこと。
	2. 埋設深さ	・規定の深さが確保されていること。
	3. 管延長	・竣工図面と整合すること。
	4. 止水栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配管	1. 配管	<ul style="list-style-type: none"> ・延長, 給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径, 経路, 構造等が適切であること。 ・水の汚染, 破壊, 侵食, 凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置, 吐水口空間の確保等がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。
	2. 接合	・適切な接合が行われていること。
	3. 管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	1. 給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接続	・適切な接合が行われていること。
受水タンク	1. 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機能検査		・通水した後, 各給水用具からそれぞれ放流し, 水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量, 動作状態などについて確認すること。
耐圧試験		・一定の水圧による耐圧試験で, 漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
水質の確認		・残留塩素, 濁り, 色, 臭気等の確認を行うこと。

(2) 水圧検査

- (ア) 分岐部からメーターまでは、布設工事時の水圧テスト (0.80MPa 1分間) をかけて漏水の有無を確認する。私設配水管の検査については、自記録にて 1 時間の記録をとることとする。
- (イ) メーター下流側については、竣工した給水装置に原則として水圧 (1.75MPa) を 1 分間かけて漏水の有無を検査する。ただし、既設管使用の場合は、給水装置に水圧 (0.80MPa) をかけて漏水の有無を検査する。水圧 (0.80MPa) は、基本水圧であり検査員の指示により水圧調整のうえ、漏水の有無を検査する。

4 手直し再検査

竣工検査において不備、不合格であった場合は、指定工事業者は、すみやかにその原因箇所を調査し、修復又は手直しをして再検査を受けなければならない。

5 検査合格後

竣工検査に合格し、給水申込みのあったものに通水する。

6 瑕疵責任

給水装置工事（貯水槽水道の工事を含む）は、それぞれ施工方法が異なる受注工事であり、当該装置の大部分は、地中又は壁中に埋設されるため、引き渡しの時点で申込者又は請負建築業者等が、すべての装置について、瑕疵のないことを確認することは非常に困難な性質を有している。

このため、指定工事業者は給水装置工事が完了し、申込者又は請負建築業者等に当該装置を引き渡した後において、自己の原因による瑕疵又はその瑕疵による損害が発生したときは、責任をもって速やかに当該瑕疵の補償又は損害の賠償を行うこと。

また、平素から迅速な対応を行うため、当該装置の引き渡し時には、所有者又は使用者が、緊急時に速やかに連絡を取ることができる措置を講じるなど、万全な体制を設けるよう心がけなければならない。

第5節 道路復旧検査

工事検査は、完成後の外観目視及び現場写真により行うものとする。

不合格の箇所については、請負業者に手直しをさせ、完了後、再検査を行うこと。また、必要に応じて任意箇所を選び、コア採取による検査を行うことがある。なお、これに要する費用はすべて請負業者の負担とする。

道路復旧工事の瑕疵担保期間は、完成検査後2年間である。

第6節 標準的な給水装置工事のフロー図（工事申請～引き渡しまで）

